

毎週 火曜日・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正
 - ・生活保護法に基づく医療機関の指定
 - ・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の変更の届出
 - ・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の廃止の届出

所管課（室）名
 総務文書課
 社会福祉課
 〃
 〃

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・競争入札の参加者の資格等
- ・一般競争入札の実施
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）
- ・大規模小売店舗名称の変更事項届出
- ・長崎県労働委員会委員の任命
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・換地処分
- ・測量の実施

総務事務センター
 〃
 〃
 商工振興課
 〃
 雇用労政課
 農村整備課
 〃
 建設企画課

告 示

長崎県告示第1000号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成14年長崎県告示第829号）の一部を次のように改正する。
 平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

表に次のように加える。

長崎県地域限定通訳案内士試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験の評価項目ごとの得点	合格発表の日から起算して1か月間	観光振興推進本部
----------------	----------------------------	------------------	----------

長崎県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
 平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日
大福堂整骨鍼灸院	浦山 丈俊	長崎県大村市竹松本町552-10	平成19年7月1日

NATURAL TEETH	高崎 智也	長崎県平戸市生月町壱部浦168	平成19年7月1日
とこのは・クリニック	谷川 健	長崎県西彼杵郡長与町岡郷2124 - 1	平成19年5月1日
幸盛堂薬局永昌店	株式会社 あぶりーれ 代表取締役 木下 円子	長崎県諫早市永昌東町11番3号	平成19年9月1日
ひでふみデンタルクリニック	齋藤 秀文	長崎県西彼杵郡長与町高田郷951番地	平成19年10月1日
株式会社いわさ薬局小船越店	株式会社 いわさ薬局 代表取締役 岩佐 憲一	長崎県諫早市小船越町1149 - 2	平成19年10月1日
日本調剤 時津薬局	日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博	長崎県西彼杵郡時津町元村郷807 - 1	平成19年10月1日
大村市こども夜間初期診療センター	大村市長 松本 崇	長崎県大村市本町413番地2 大村市こどもセンター内	平成19年10月1日
たぐち整骨院	田口 雄一	長崎県五島市野々切町13	平成19年8月31日

長崎県告示第1002号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届け出があった。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人 明島整形外科医院	医療法人 杏林堂 理事長 明島 淳民	長崎県南島原市布津町乙 1859番地2	医療機関名称	平成19年8月28日
新	明島整形外科医院				
旧	本多不知火堂薬局	本多 美保	長崎県南島原市西有家町 須川721	開設者名称	平成19年8月11日
新		副島 美保			

長崎県告示第1003号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届け出があった。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日
山本皮膚科整形外科医院	山本 清利	長崎県佐世保市八幡町2 - 3	平成19年8月31日
浜崎外科医院	濱崎 章	長崎県佐世保市戸尾町13番7号	平成19年8月31日
せと四ヶ町クリニック	瀬戸 輝幸	長崎県佐世保市下京町7 - 21タケヤビル	平成19年8月31日
山下産婦人科医院	山下 洋	長崎県西彼杵郡時津町浦郷282 - 2	平成19年8月31日
幸盛堂薬局永昌店	株式会社 幸盛堂 代表取締役 清水 文子	長崎県諫早市永昌東町11 - 3	平成19年8月31日

おおしま薬局	株式会社 皇漢堂 代表取締役 大嶋 憲一郎	長崎県諫早市天満町14 - 17	平成19年 8月31日
株式会社 東ワ 宮本薬局	株式会社 東ワ 代表取締役 齋藤 彰志	長崎県北松浦郡佐々町本田原免195 - 1	平成19年 9月 1日
株式会社 東ワ 太田薬局	株式会社 東ワ 代表取締役 齋藤 彰志	長崎県佐世保市花園町 3番 6号	平成19年 9月 1日
たぐち整骨院	田口 雄一	長崎県五島市堤町1393 - 1	平成19年 8月30日

公 告

落札者等（公告）

落札者について、次のとおり公告する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

1 物品名及び数量

19入札第50号

電子計算機ネットワークシステム（長崎・西海地域県立学校用）	3式
電子計算機ネットワークシステム（県北地域1県立学校用）	2式
電子計算機ネットワークシステム（県北地域2県立学校用）	3式
電子計算機ネットワークシステム（県北地域3県立学校用）	4式
電子計算機ネットワークシステム（雲仙地域県立学校用）	1式
電子計算機ネットワークシステム（県央地域1県立学校用）	3式
電子計算機ネットワークシステム（東彼地域県立学校用）	1式
電子計算機ネットワークシステム（五島地域県立学校用）	2式
電子計算機ネットワークシステム（壱岐・対馬地域県立学校用）	3式
自動設計製図装置（県央地域2県立学校用）	1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

（名称）長崎県総務部総務事務センター（物品管理班）
（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成19年10月19日

6 落札者の氏名及び住所

西彼杵郡長与町高田郷岡崎3464 - 1
西日本システム建設株式会社長崎支店 支店長 鬼塚 憲一
長崎市飽の浦町 1番 1号
長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役 乾 利博
長崎市飽の浦町 1番 1号
長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役 乾 利博
長崎市平野町22 - 40
株式会社九電工長崎支店 支店長 久木元 孝行
長崎市出来大工町36
扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志
長崎市飽の浦町 1番 1号
長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役 乾 利博
長崎市川口町10 - 2

協和機電工業株式会社 代表取締役 坂井 俊之

長崎市出来大工町36

扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志

長崎市出来大工町36

扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志

長崎市飽の浦町1番1号

長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役 乾 利博

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む金額）

21,412,650円

12,033,000円

17,965,500円

29,505,000円

6,814,500円

17,965,500円

7,140,000円

14,910,000円

22,365,000円

11,888,100円

8 入札公告日

平成19年9月14日

9 落札方式

最低価格

競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり公告する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は次のとおりとする。

19入札第77号

県立学校	校内LAN用サーバ（長崎地域）	8式
県立学校	校内LAN用サーバ（西海・西彼地域）	4式
県立学校	校内LAN用サーバ（佐世保地域）	4式
県立学校	校内LAN用サーバ（平戸・松浦・北松地域）	5式
県立学校	校内LAN用サーバ（島原・雲仙地域）	6式
県立学校	校内LAN用サーバ（諫早地域）	7式
県立学校	校内LAN用サーバ（大村・東彼地域）	7式
県立学校	校内LAN用サーバ（五島地域）	4式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この公告の日から平成19年11月26日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県ホームページ上の申請書ダウンロードサービスにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては登記簿謄本
 - イ 個人にあっては次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- (4) 申請書及び添付書類の様式
申請書及び(3)の力からケまでに掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- (5) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
〔住所〕〒850 - 8570 長崎市江戸町2 - 13
〔名称〕長崎県総務部総務事務センター（物品管理班）

〔電話〕095 - 895 - 2881

〔長崎県ホームページアドレス〕<http://www.pref.nagasaki.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格」の申請をすること。

7 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

19入札第77号

県立学校 校内LAN用サーバ（長崎地域）	8式
県立学校 校内LAN用サーバ（西海・西彼地域）	4式
県立学校 校内LAN用サーバ（佐世保地域）	4式
県立学校 校内LAN用サーバ（平戸・松浦・北松地域）	5式
県立学校 校内LAN用サーバ（島原・雲仙地域）	6式
県立学校 校内LAN用サーバ（諫早地域）	7式
県立学校 校内LAN用サーバ（大村・東彼地域）	7式
県立学校 校内LAN用サーバ（五島地域）	4式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月28日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月31日
平成20年1月28日
平成20年1月31日
平成20年1月24日
平成20年1月27日
平成20年1月31日

平成20年 1月31日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月27日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日
 平成20年 1月31日

(4) 納入場所及び納入数量

長崎県立長崎東高等学校	1 式
長崎県立長崎西高等学校	1 式
長崎県立長崎南高等学校	1 式
長崎県立長崎北高等学校	1 式
長崎県立野母崎高等学校	1 式
長崎県立長崎鶴洋高等学校	1 式
長崎県立鳴滝高等学校	1 式
長崎県立長崎養護学校	1 式
長崎県立長崎北陽台高等学校	1 式
長崎県立大崎高等学校	1 式
長崎県立西彼杵高等学校	1 式
長崎県立盲学校	1 式
長崎県立佐世保南高等学校	1 式
長崎県立佐世保西高等学校	1 式
長崎県立佐世保中央高等学校	1 式
長崎県立ろう学校佐世保分校	1 式
長崎県立猶興館高等学校	1 式
長崎県立猶興館高等学校大島分校	1 式
長崎県立平戸高等学校	1 式
長崎県立松浦高等学校	1 式
長崎県立清峰高等学校	1 式
長崎県立島原高等学校	1 式
長崎県立国見高等学校	1 式
長崎県立口加高等学校	1 式
長崎県立島原翔南高等学校	1 式
長崎県立島原養護学校	1 式
長崎県立島原養護学校南串山分教室	1 式
長崎県立諫早高等学校	1 式

長崎県立西陵高等学校	1 式
長崎県立諫早東高等学校	1 式
長崎県立虹の原養護学校みさかえ分校	1 式
長崎県立希望ヶ丘高等養護学校	1 式
長崎県立諫早養護学校	1 式
長崎県立諫早東養護学校	1 式
長崎県立大村高等学校	1 式
長崎県立川棚高等学校	1 式
長崎県立波佐見高等学校	1 式
長崎県立ろう学校	1 式
長崎県立虹の原養護学校	1 式
長崎県立大村養護学校	1 式
長崎県立桜が丘養護学校	1 式
長崎県立五島高等学校	1 式
長崎県立富江高等学校	1 式
長崎県立五島南高等学校	1 式
長崎県立奈留高等学校	1 式

(5) 今後調達が予定される物品、数量及び入札公告予定時期
電子計算機ネットワークシステム（県立特別支援学校用） 3 式 平成19年11月下旬

(6) 最初の契約に係る入札公告日
平成19年9月28日

(7) 入札の方法

(1)の物品をそれぞれの物件毎に入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき物品の製造の請負、買入れ、修繕に係る資格を得ていること。

(3) 3の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850 - 8570 長崎市江戸町2 - 13

（名称）長崎県総務部総務事務センター（物品管理班）

（電話）095 - 895 - 2881

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）長崎県総務部総務事務センター（物品管理班）

（住所）〒850 - 8570 長崎市江戸町2 - 13

（電話）095 - 895 - 2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間)この公告の日から平成19年12月5日までの間(県の休日を除く。)

(場所)4の部局等とする。

7 同等品承認願の提出場所及び受領期限

(提出場所)長崎県総務部総務事務センター(物品管理班)

(受領期限)平成19年11月26日 17時00分

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所)長崎県総務部総務事務センター(物品管理班)

(受領期限)平成19年12月5日 17時00分

(提出方法)直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行う。

10 開札の日時及び場所

(日時)平成19年12月6日 14時00分開始

(場所)長崎県庁第2別館2-A会議室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、見積もった契約希望金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕に係る契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

a 3,000万円以上

b 3,000万円未満1,000万円以上

c 1,000万円未満(ただし、この場合見積もった契約希望金額にかかわらず、160万円を超える金額の証明を必要とする。)

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕に係る契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件)を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

a 3,000万円以上

b 3,000万円未満1,000万円以上

c 1,000万円未満(ただし、この場合契約金額にかかわらず、160万円を超える履行の証明を必要とする。)

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合は代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 例示品と同等のもので入札する者で同等品の承認がなされなかったとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Classification of the products :
 - 1 . Server [Nagasaki area] , 8set
 - 2 . Server [Saikai and Seihi area] , 4 set
 - 3 . Server [Sasebo area] , 4 set
 - 4 . Server [Hirado,Matsuura and Hokusyo area] , 5 set
 - 5 . Server [Shimabara and Unzen area] , 6 set
 - 6 . Server [Isahaya area] , 7 set
 - 7 . Server [Omura and Tohi area] , 7 set
 - 8 . Server [Goto area] , 4 set
- (2) Delivery period:
 - 1 . 31 January 2008
31 January 2008
31 January 2008
31 January 2008
31 January 2008
31 January 2008
28 January 2008
31 January 2008
 - 2 . 31 January 2008
 - 3 . 31 January 2008
 - 4 . 28 January 2008
31 January 2008

- 24 January 2008
- 27 January 2008
- 31 January 2008
- 5 . 31 January 2008
- 27 January 2008
- 27 January 2008
- 27 January 2008
- 31 January 2008
- 31 January 2008
- 6 . 31 January 2008
- 31 January 2008
- 27 January 2008
- 31 January 2008
- 27 January 2008
- 31 January 2008
- 31 January 2008
- 7 . 31 January 2008
- 27 January 2008
- 27 January 2008
- 31 January 2008
- 31 January 2008
- 31 January 2008
- 8 . 31 January 2008

(3) Delivery place:

- 1 . Nagasakihigashi high school , 1 set
Nagasakiishi high school, 1set
Nagaskiminami high school , 1 set
Nagasakiita high school, 1 set
Nomozaki high school, 1 set
Nagasakiakuyo high school, 1 set
Narutaki high school, 1 set
Nagasaki school for children with Special Needs, 1 set
- 2 . Nagasakihokuyodai high school , 1 set
Osaki high school , 1 set
Nishisonogi high school , 1 set
School for the blind , 1 set
- 3 . Sasebominami high school , 1 set
Sasebonishi high school , 1 set
Sasebochuou high school , 1 set
Sasebo branch school for the deaf , 1 set
- 4 . Yukokan high school , 1 set
Oshima branch school Yukokan high school , 1 set
Hirado high school , 1 set
Matsuura high school, 1 set
Seiho high school, 1 set
- 5 . Shimabara high school , 1 set
Kunimi high school , 1 set
Kouka high school , 1 set
Shimabarasyonan high school , 1 set
Shimabara school for children with Special Needs, 1 set

- Minamikushiyama amount of classroom Simabara school for children with Special Needs, 1 set
- 6 . Isahaya high school , 1 set
Seiryu high school , 1 set
Isahayahigashi high school , 1 set
Misakae branch school Nizinohara school for children with Special Needs, 1 set
Kibogaoka high school for children with Special Needs, 1 set
Isahaya school for children with Special Needs, 1 set
Isahayahigashi school for children with Special Needs, 1 set
- 7 . Omura high school , 1 set
Kawatana high school , 1 set
Hasami high school , 1 set
School for the deaf , 1 set
Nizinohara school for children with Special Needs, 1 set
Omura school for children with Special Needs, 1 set
Sakuragaoka school for children with Special Needs, 1 set
- 8 . Goto high school , 1 set
Tomie high school , 1 set
Gotominami high school , 1 set
Naru high school , 1 set
- (4) Time-limit for tender :
5 December . 2007
- (5) Point of Contact :
2-13 Edo-machi , Nagasaki City , 850-8570 , JAPAN
General Affairs & Goods Procurement Center, GENERAL AFFAIRS DEPARTMENT
NAGASAKI PREFECTURAL GOVERNMENT
TEL . 095 - 895 - 2881

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
対馬市峰町共同集合店舗
長崎県対馬市峰町佐賀791番地1
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
対馬市長 松村 良幸
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商工振興課及び対馬市商工課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララ幸町
長崎県諫早市幸町39番45号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗建物設置者の代表者の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 吉次 邦夫
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商工振興課及び諫早市商政観光課

大規模小売店舗名称の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
対馬市峰町共同集合店舗
長崎県対馬市峰町佐賀791番地1
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
対馬市長 松村 良幸
長崎県対馬市厳原町国分1441番地
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）小宮精肉店 代表者 小宮 傳次
長崎県対馬市峰町三根3番地21 ほか7件
（変更後）サンクスジャパン株式会社 代表者 大島 秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬790 ほか7件
 - (4) 変更の年月日
平成19年8月1日
- 2 届出年月日
平成19年10月17日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商工振興課及び対馬市商工課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商工振興課に提出しなければならない。

長崎県労働委員会委員の任命（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、次の者を平成19年11月1日付けで長崎県労働委員会委員に任命した。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

区 分	氏 名	職 名
公 益 委 員	國 弘 達 夫	弁 護 士
	福 澤 勝 彦	長崎大学経済学部教授
	堀 江 憲 二	弁 護 士
	服 部 悦 子	聖和女子学院校長
	中 本 誠	（元長崎県人事委員会事務局長）
勞 働 者 委 員	高 石 哲 夫	連合長崎会長
	佐 竹 明 彦	全国一般労働組合長崎地方本部特別執行委員
	小 石 隆	連合長崎事務局長
	林 厚 志	電機連合西九州地方協議会事務局長
	原 田 敏 春	三菱重工労働組合長崎造船支部執行委員長
使 用 者 委 員	川 口 睦 郎	佐世保市タクシー協会会長 キングタクシー株式会社代表取締役社長
	金 子 叔 司	後藤運輸株式会社代表取締役社長
	高 尾 茂	丸高商事株式会社代表取締役社長
	白 石 幸 男	長崎県経営者協会専務理事
	近 藤 孝 司	三菱重工業株式会社長崎造船所総務部長

土地改良区の役員就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三井楽土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 川 弘	五島市三井楽町濱ノ畔1413番地	今 利 重 光	五島市三井楽町濱ノ畔3173番地
馬 場 政 之	五島市三井楽町濱ノ畔1445番地	二 羽 英 一 郎	五島市三井楽町濱ノ畔1454番地
濱 村 義 信	五島市三井楽町濱ノ畔1296番地	萩 里 次 平	五島市三井楽町濱ノ畔1396番地 1
山 下 義 則	五島市三井楽町濱ノ畔1204番地	吉 田 修 治	五島市三井楽町濱ノ畔556番地 2
赤 島 等	五島市三井楽町貝津551番地61	松 岡 俊 之	五島市三井楽町貝津450番地
焼 山 仁 司	五島市三井楽町貝津506番地 3	竹 内 正 二	五島市三井楽町貝津500番地 2
村 尾 敬 蔵	五島市三井楽町濱窄131番地 1	谷 川 一 男	五島市三井楽町貝津402番地
四 辻 正 之	五島市三井楽町濱ノ畔2165番地 9	吉 谷 富 男	五島市三井楽町濱窄255番地
安 永 嘉 一 郎	五島市三井楽町貝津343番地 2		

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
平 野 勇 雄	五島市三井楽町貝津765番地	四 辻 嘉 之	五島市三井楽町濱ノ畔1279番地
吉 谷 吾 市	五島市三井楽町濱窄275番地29	安 永 嘉 一 郎	五島市三井楽町貝津343番地 2
馬 場 甚 一 郎	五島市三井楽町濱ノ畔2449番地 4	吉 谷 吾 市	五島市三井楽町濱窄275番地29

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、白木野地区に係る換地処分をした。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県田平土木事務所長から公共測量（漁港台帳図面作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成19年11月6日

長崎県知事 金子 原二郎

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市鷹島町阿翁浦・小浦・日比	平成19年8月21日から 平成19年11月28日まで
松浦市星鹿町	平成19年8月29日から 平成19年11月16日まで
平戸市大島村大根坂	平成19年10月2日から 平成19年12月20日まで
平戸市大久保町	平成19年10月26日から 平成20年1月13日まで

発行者

長崎県
長崎市江戸町一番十三号

電話代表
直通(八二四)一五三二

印刷所

長崎市田中町四二一

川口印刷株式会社
川口末廣